日高港港湾計画書

- 軽易な変更 -

平成27年1月

日 高 港 港 湾 管 理 者 和 歌 山 県 本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- 平成 9 年 9 月 和歌山県地方港湾審議会
- 平成 9 年 1 1 月 港湾審議会第 1 6 4 回計画部会
- の議を経、その後の変更については
 - 平成 1 8 年 7 月 和歌山県地方港湾審議会
 - 平成 2 5 年 1 1 月 和歌山県地方港湾審議会

の議を経た日高港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更	[理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	小型船だまり計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

変更理由

・プレジャーボート係留施設の不足を解消するため、塩屋地区において、小型船だまり計画を変更する。

1. 小型船だまり計画

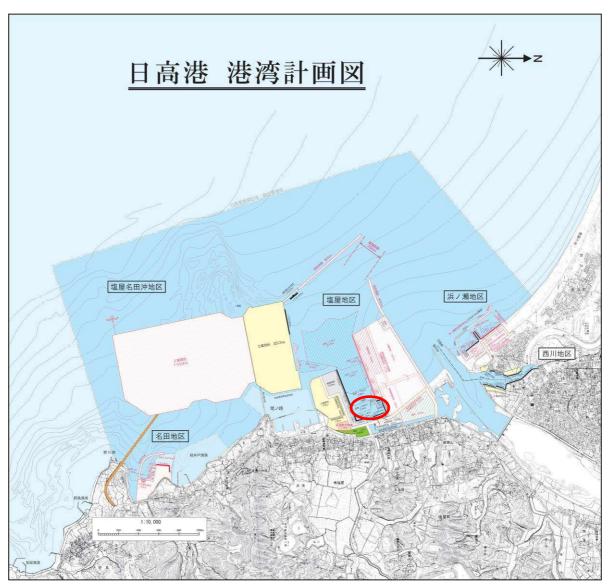
プレジャーボートのための小型船だまりを次のとおり計画する。

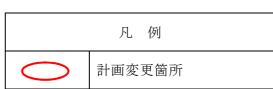
[小型船だまり計画]

塩屋地区

小型桟橋 1基[新規計画]

日高港港湾計画変更箇所位置図





日高港港湾計画図

